

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

豊中市の人口構造は令和3年4月時点で年少人口13.6%、生産年齢人口60.6%、老年人口25.8%となっており、少子高齢化が進行している。

豊中市は、3路線13の鉄道駅や大阪国際空港、高速道路など非常にすぐれた交通利便性を誇り、それを活かした産業が集積しており、市内の事業所数は、平成28年経済センサス活動調査によると13,044事業所である。「卸売業・小売業」が21.5%と一番多くなっており、次いで、「宿泊業、飲食サービス業」12.9%、「医療、福祉」12.6%、「不動産業、物品賃貸業」10.0%、と続き、市の南部、西部にある準工業地域を中心に「製造業」も9.6%存在している。

全事業所のうち約8割を従業員数9人以下の事業所が占める豊中市では、「豊中市中小企業チャレンジ促進プラン」(以下、促進プラン)を策定し、中小企業の積極的な取組みを支援している。このため、今般、本計画を策定することにより、市内の労働生産性の向上を促進する。

(2) 目標

豊中市は、本計画の策定により、中小企業の労働生産性の向上を促進し、豊中市の特性を活かした活動的な中小企業が厳しい事業環境を乗り越え、持続的に事業を展開している状態をめざす。

また、生産性向上特別措置法に基づき中小企業が策定する「先端設備等導入計画」を一年度あたり20件認定することをめざす。なお、市は、生産性向上特別措置法第50条3項に基づき、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求める。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

先端設備等の種類については、より多くの事業者の先端設備等の導入が促進され、幅広い領域での労働生産性の向上を図るため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

豊中市の事業所は市内全域に所在しており、幅広く中小企業の取組みを支援するため、対象地域は全市域とする。

(2) 対象業種・事業

豊中市では業種にかかわらず、環境の変化に対応できる自立した企業の育成を支援することを基本的な考え方としていることから、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。